

# 「特別の教科 道徳」の設置とこれからの道徳教育改革

## — 学校を生き生きとした人間形成の場にする —

昭和女子大学 押谷由夫

### 1 道徳の時間と「特別の教科 道徳」とは何が同じで何が違うのか

(1) 道徳の時間と「特別の教科 道徳」は道徳の本質に基づいて設置されていることにおいては変わらない

- ・人格の基盤となる道徳性を形成する基本的な道徳的諸価値について計画的、発展的、総合的に学ぶ。
- ・各教科等における道徳教育の要としての役割を担う

(2) 道徳の時間は教科外に位置づけられているが、「特別の教科 道徳」は教科内に、かつ特別の教科として位置づけられている

- ・各教科で行われているような丁寧な指導、積み重ねる指導が必要  
(予習、復習や確認、ノート指導、系統的指導など)  
(教科書の有効活用、評価の充実)
- ・特別の教科という特質を生かす工夫  
(校長と道徳教育推進教師を中核とする組織的、総合的指導、各教科との連携の強化、様々な教育課題への対応(総合道徳)、環境の充実整備、家庭や地域との連携など)

### 2 「特別の教科 道徳」の設置のねらいを理解しよう

(1) 学校を生き生きとした人間形成・人格形成の場にする

今回の「特別の教科 道徳」の設置は、平成十八年に改正された教育基本法に遡ることができます。そこでは人格の完成を目指した教育がいつそう強調され(第一条、第三条、第十一条)、人格の基盤が道徳性であることが示されています(第二条)。その道徳性の育成を計画的発展的に図るのが道徳教育です。その道徳教育の要として「特別の教科 道徳」が設置されるのです。つまり、「特別の教科 道徳」の設置は、学校を本来の人格形成の場にしていく切り札なのです。

(2) 人生や生活に「生きて働く道徳性」を育む

総則には、道徳教育の目標が明記されています。「道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者とともによりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とする」となっています。つまり、道徳教育の目標は道徳性の育成であり、その道徳性は、自分の生き方を主体的に考え、追い求め、自立した人間となっていくことを根底で支えるもの、ということになります。道徳性は、教育基本法が求める人格の形成の基盤として機能す

るものであり、その育成を図るのが道徳教育であることを示しているといえます。

「特別の教科 道徳」の目標は「よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を（広い視野から）多面的・多角的に考え、自己の生き方（人間としての生き方）についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる」（〇は中学校）となっています。つまり、「特別の教科 道徳」は、道徳的価値に照らして自己を見つめ、様々な状況下で主体的に対応できる力となる道徳的判断力、道徳的心情、道徳の実践意欲と態度を養うこととされています。一言で言えば、豊かな人間形成、人格形成に「生きて働く道徳性」の育成が求められています。

### **（3）問題行動や社会的課題、重点目標に「特別の教科 道徳」を要に総合的に取り組む**

国民の道徳教育への関心や期待は極めて高い。その期待に応えるためには、問題行動や社会的課題に対して道徳教育の視点からしっかりとした指導ができることが大切です。「特別の教科 道徳」の設置にかかわる学習指導要領の一部改定においては、全教育活動での道徳教育をことのほか強調しています。そして、問題行動や社会的課題に対する対応を強く求めています。それらは「特別の教科 道徳」だけでは対応できません。「特別の教科 道徳」を要に関連する教育活動や日常生活等とかかわらせて計画的に指導することが求められます。

**★「特別の教科 道徳」の設置は、学校教育全体で取り組む道徳教育の要としての役割が果たせるように充実させ、学校全体を真の人間形成・人格形成の場にし、子どもたち一人一人が主体的に人間としての自己の生き方を切り拓いていけるようにすることを目指しているのです。**

## **3 「特別の教科 道徳」の内容を理解しよう**

指導内容は従来通り、4つのかかわりごとに、かつ学年段階ごとに重点的に示されています。道徳性は、日常生活における様々なかかわりを通して身につくものですが、その基本的なものが示されています。豊かな体験とは、4つのかかわりを通して内容項目として書かれている道徳的諸価値を育む体験ということになります。そのことを踏まえて「特別の教科 道徳」の授業で道徳的価値意識を人間としてよりよく生きるという視点から捉えなおし、事後の学習や生活においてそれらとのかかわりをより豊かにもてるようにしていくのです。それが、豊かな体験による内面に根差した道徳性の育成です。

なお、従来の3の視点と4の視点が入れ替わったのは、子どもたちの認識の発達に合わせて示したと捉えられます。また生命尊重の道徳教育を強調したいという意図も読み取れます。さらに、その中に小学校の高学年で「生きる喜び」にかかわる内容項目が新たに設けられています。これは大変重要な意味をもちます。つまり、崇高なものの最も大切なものが自らの良心であることを自覚できる指導を求めているのです。だれもが持つ崇高な精神（良心）を信じ、追い求めることで、ともに生命を輝かせるような生き方ができ、よりよい社会を創っていけるようにしようとする意図が読み取れます。

小学校の低学年や中学年に、新たな内容項目が加えられていますが、それらは今日的課題（社会の変化や問題行動）を見据えての対応であると捉えられます。

## 4 「特別の教科 道徳」の指導の方法の改善について

### (1) 児童生徒の発達段階を考慮した指導方法の工夫

考えさせる指導は大切ですが、低学年から重視しても難しいです。まずは、道徳的な課題や道徳的事象に気づくようにすることを重視した指導から工夫する必要があります。特に相手の気持ちを推し量り、相手（人だけではなく動植物や自然、集団や社会も含めて）にとっても自分にとっても気持ちのよい行動をとろうとする気持ちを高めていく指導方法を重視したい。

中学年では、心身の発達や思考力、興味関心などの発達により関心が外へ外へと向いていく。その時期においてこそ、自分をしっかり見つめられるようにしていく必要があります。

高学年は、知的関心や想像力、創造力が一層伸びることから、知的な刺激や、考えることを中心とした授業を積極的に行う。考える学習を充実させるためには、理由を問う発問が重要です。「どうすればいいのか」だけではなく、「どうしてそうなるのか」「どうしてそう考えるのか」といった発問を工夫し、深く考えられるようにする。そして、人間としての生き方についての自覚を深め、自分の生き方において道徳的な課題に主体的にかかわる姿勢や心構えを身につけられるようにしていくのです。

中学校では、さらに考えさせる授業を工夫する。そして、思春期の意味（大人になっていくこと）と道徳教育の大切さ、社会の一員としての自覚ある生き方について、積極的、主体的に考えられるように教材の工夫や指導方法の工夫をする必要があります。それらの中で自分自身との対話を深められるようにするのです。

なお、道徳の授業における言語活動としては、資料を媒介にして児童生徒が深く考えられるようにすることととらえられがちですが、そのことを踏まえて自分自身とのコミュニケーションを活性化させることが重要です。道徳の授業においては、自己内コミュニケーションの大切さと内省を深める方法について、しっかり学べるようにしたい。

### (2) 多様な教材の工夫

「特別の教科 道徳」の理念や目的は、指導方法の改善を求めます。端的には、教材に反映されます。例えば、それぞれの指導内容項目に関する指導に資する資料の掲載は当然として、自分を複数の道徳的価値から見つめられる教材（結果的にトータルに自己を見つめられるようにする）。人間とは何か、生きるとはどういうことか、学ぶとはどういうことかについて学年段階ごとに考えられる教材。重点的内容項目を発展的に学習できる教材。各教科等と関連をもたせて学ぶ教材。日常生活や調べる学習等と関連をもたせて学ぶ教材。家庭や地域との連携を前提とした教材等を取り入れるようにすることなどが求められます。

### (3) 具体的な動作や所作の在り方に関する学習や問題解決的な学習について

道徳的な行動や実践につながる指導の充実は極めて重要な課題です。「特別の教科 道徳」が道徳教育の要として機能するためには、特に求められることだといえます。そのためにどの

ような指導方法が考えられるのか。性急に行為の指導や具体的な問題をどう解決すべきかに焦点を当てた指導をしてしまうと、なぜこのような行為が必要なのか、どうしてこのような問題が起こるのか、といった本質追究の機会がなくなります。その追究が結局は人間としてどう生きるかを深く考えるものになるのです。

「特別の教科 道徳」は、日常生活において様々な場面でどのように行動すればよいのか、どのように対応すればよいのかに関心を向けつつ、どうしてそのことが必要なのか、どうしてそのようなことが起こるのかについて深く考え、その視点から自らを見つめ、課題を見出し追究していこうとする心を育てることを中心とすべきです。より深く相手の立場に立って考えられるように、自分とのかかわりで主体的に考えられるように、またその問題状況に主体的にかかわりながら考えられるように、役割演技などの体験的な活動や実際に観察したり、体験したりすることを5分から10分程度取り入れることも工夫する必要があります。

しかし、さらに重視すべきは、道徳的価値の自覚をより深める学習を行おうとすれば、事前に自分たちで観察したり聞いたりして調べてみることや、事後に価値の実現にかかわってどうすればいいかを学級活動でじっくり話し合ったり、あるいは総合的な学習の時間にじっくりと体験活動を行ったりすることとつなげていくことが大切です。

#### **(4) 1時間に複数の内容項目と関連付けて指導する方法について**

各内容項目に関する指導をしっかり行うことが大切なことは大前提としてあります。そのことを押さえたうえで、具体的な授業においては、主価値と副価値を押さえた指導を重視する必要があります。そのことによって主価値の理解や自覚が深まる。また、道徳の授業は年間を通して指導する指導内容項目全体の発展を目指すことから、各内容項目に照らして自分を見つめるだけでなく、各視点から、あるいは4つの視点から自分を見つめるといったことも大切です。そのような学習を行うためにも複数の内容項目と関連付けた指導が必要になります。

#### **(5) 社会の一員としての主体的な生き方にかかわる教育の視点に立った指導について**

社会の構成員としての自覚を深め主体的な生き方を求める子どもたちを育てることは極めて重要な課題です。そのためには教材の開発が必要である。特に社会的活躍をした先人を取り上げることや具体的な社会の課題を取り上げての授業なども行う必要があります。その場合、留意すべきことは、社会の一員としての主体的な生き方の自覚に迫っていきけるような指導過程を工夫することです。具体的には、様々な考えた視点から自分を見つめ自己課題を見出せるようにし、取り組んでいこうとする意欲を高める指導を工夫する。そして、事後の学校生活や学級生活、各教科等での学びなどにおける主体的な道徳学習へとつなげていくのです。

#### **(6) いじめ問題や生命倫理や情報倫理、環境問題などの指導の工夫について**

##### **—総合道徳の確立—**

いじめ問題については、いじめについて深く考えられる教材の開発が望まれます。その資料を使った授業においてはどうしてそのようなことが起こるのかについて深く考えられるようにするとともに、そこから自分を見つめられるようにし、いじめへの対応についての自己課題をしっかりもち行動化できるように促す必要があります。学級活動や様々な教科、総合的な学

習の時間、日常生活、家庭や地域と連携した「特別の教科 道徳」を要とした指導のプログラムを開発していくことが強く求められます。

また、生命倫理や情報倫理、環境問題などは、すべて今日の社会においてよりよく生きていくための課題としてとらえられます。したがって、「特別の教科 道徳」においても重点的に取り組む必要があります。いずれも大きなテーマであるため、「特別の教科 道徳」を要として関連する教育活動と連携させて、総合道徳として取り組むことが大切です。総合道徳とは、道徳の授業を要として、関連する教育活動や日常生活、家庭や地域での道徳学習などと関連をもたせて、子どもたちと一緒に道徳学習を発展させるものであり、保護者や地域の人々にも参加いただいて進める道徳教育として定義できます。そのような方法を開発すれば、様々な教育課題も柔軟に対応できるようになります。また、その学習においては様々な価値について学ぶことにもなります。例えば、生命倫理に関する学習であれば、主価値である生命尊重にかかわらせて、様々な価値を副価値として押さえるようにする。そのことによってより深く生命倫理をとらえることができます。

#### **(7) 他の教師との協力的な指導について**

これからの学校教育においては、他の教師との協力的な指導が求められます。特に中学校においては、学年団で協力計画を立て学年団全員で「特別の教科 道徳」に取り組めるようにする必要があります。所属する学年の担当授業での生徒とのかかわりはもとより、学年で取り組む行事や学習活動も多く、学年担当の教員は情報交換も含めて学年の全生徒にかかわりをもつ。学年団で、グループを編成し、週ごとにそのグループで学年全体の道徳授業を担当するということも考えられます。そのような実践により効果を上げている中学校もあります。

また、小学校においても学年で協力して取り組む体制を作っていく必要があります。年に何回か計画的に同じ学年の他の先生に授業をしてもらうことも考えられます。実際に取り組んでいる学校では、子どもたちが他のクラスの先生のことをより親しみをもって接せられるようになり、学年全体に活気が出てきたといった報告もあります。

#### **(8) 家庭や地域との連携について**

まずは、どの学校においても、家庭や地域との連携のもとに道徳教育連絡協議会のような組織を設けて、定例的に話し合い、その内容を学校はもとより家庭や地域に発信していく必要があります。また、道徳教育フェスティバルのようなものを地域と連携して行ったりすることも考えられます。さらに、地域にお伺いしての地域住民を対象にした道徳の授業の実施、「私たちの道徳」や家庭に配布されている「家庭教育手帳」を活用しての学習教室などを開くことも考えたい。

今まで行われてきた広報活動や、道徳授業の地区公開、保護者や地域の人たちに参加いただいている授業なども一層充実させる必要がある。また地域での大人を対象とした道徳授業を行っているところもあり、効果を上げているという実践事例もあります。

#### **(9) 子ども自らが道徳性を発展し実感できるようにする―「道徳ノート」の提案―**

「特別の教科 道徳」が目指すのは、自ら道徳学習を深めてくれる子どもたちの育成です。

そのためには、「特別の教科 道徳」の授業において、道徳的価値に照らして自分を見つめ（自己評価）、内省しながら自己の成長と課題を見出し、これからの自分の在り方や生き方について主体的に考え追い求めようと意欲づけること（自己指導への意欲）が大切です。そして、事後においてその課題を少しでも追い求めるようになること（自己指導）が重要です。「特別の教科 道徳」は主体的な道徳学習のきっかけとなる時間であり、出発点となる時間でもあるというとらえ方をする必要があります。

そして、そのことを子どもたちみずからが実感できるようにするためには、授業のことやその後の学びなどについて記録できるノートが不可欠です。それは、ポートフォリオ的評価にも使うことができます。ノートには、道徳の授業での学びを明確に記入し、授業前に調べたことや、授業後の学びや取組み等も記述できるようにします。そのことによって、道徳の授業を要として日常生活や様々な学習活動とかがかわらせてとらえ、意識的に道徳的学びを深めることができます。

また、ノートの表紙も、図工科や美術科で原画を描いてそのコピーを貼る。自分の分身であるキャラクターをイラストで創り、日々の自分に問いかけるようにし自己内対話を深める。先生や親にも自身のキャラクターを創ってもらって（言葉が書ける吹き出し模様も一緒に付ける）、ノートを通して会話ができるようにする。また、気づいたことや心を打ったテレビ番組や本、新聞記事等も貼れるようにする。等々工夫することによって生涯の宝物とすることができます。

#### **(10) 子どもたちの伸び代を評価する記述を工夫する**

「特別の教科 道徳」の評価は、教育の本質と連動します。子どもたちはだれもがよりよく生きようとしています。その姿をしっかりと観察し記述式で知らせるのです。つまり、道徳の評価は、よりよく生きるための根幹となる道徳的価値の自覚にかかわってそれぞれに伸ばしている部分を子どもたちに知らせ、勇気づけ、それらを自ら伸ばしていこうと取り組んでくれる子どもたちを育てるためのものなのです。道徳の授業を通して、基本的な道徳的価値にかかわって、道徳的心情や、道徳的判断力、実践意欲や態度がどのように成長しているかをしっかりと観察することが求められます。

「特別の教科 道徳」の評価は、子どもたち自身が自己評価力を高め課題を見出し自己指導できる力の育成に資するようにすることが大切です。先に提案した、道徳ノートを工夫することによって、道徳ノートを通しての道徳学習の積み重ねと成長を実感（自己評価、自己指導も含めて）することができます。また道徳ノートを通して子どもたちの実態や課題、成長の度合いなどを確認しながら教師自身の指導の充実を図っていくことができます。



代表 押谷 由夫

## 第22回心を育てる教育研究会のご案内

本研究会では、特に、告示された「特別の教科道徳」の目標と内容項目を吟味し、どう指導を充実させるかを、具体的な実践事例の発表、日本の道徳教育をリードされている先生方による提言とシンポジウム、講演を基にして、参加者の皆さんと共に考え練り上げていければと計画しています。

**研究主題 「特別の教科道徳」と新しい道徳教育の展開—改訂の意図を生かした指導と評価—**

★期日 平成27年 8月16日(日) 10時～16時半

★会場 昭和女子大学 (学園本部館3階 大会議室)

東京都世田谷区太子堂1-7 TEL 03-3411-5762 (代表)

交通 ○田園都市線「三軒茶屋」下車(南口A出口・階段を昇り直行 徒歩約7分)

○渋谷駅西口バスターミナル34番乗場より約10分、「昭和女子大学」下車

□日程

10:00～11:20

実践研究発表 ●埼玉県北本市立北本中学校教諭 沢口 裕  
●埼玉県深谷市立深谷小学校教諭 浜野 清人  
●千葉市立鶴沢小学校教諭 森 美香  
●横浜市立緑園東小学校教諭 黒木 力

11:30～12:00

提言1 ●千葉大学教授 土田雄一

13:00～13:30

提言2 ●文部科学省教科調査官 澤田浩一

13:30～15:00

シンポジウム 『内容項目の改訂』の意図をどのように具体化していけばいいのか

シンポジスト ●文部科学省教科調査官 澤田 浩一  
●千葉大学教授 土田 雄一  
●千葉市立桜木小学校校長 尾高 正浩

《コーディネーター》 横浜市立峯小学校校長 中澤 道則

15:15～16:15 講演 『特別の教科・道徳』と新しい道徳教育の展開

●昭和女子大学大学院教授 押谷由夫

□ 会費 3000円(資料代、飲料代含む) 当日会場にて申し受けます

○申込先 神奈川県横浜市立峯小学校 校長 中澤 道則  
〒240-0064 横浜市保土ヶ谷区峰岡町1-10  
FAX 045-331-5226 TEL 045-331-5303

e-mail oshitani@swu.ac.jp

(なお、当日の受付も可能です)